

## すみだ福祉保健センターの指定管理者の指定について

### 1 施設の名称

すみだ福祉保健センター（墨田区向島三丁目36番7号）

### 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### 3 指定管理者とする団体

#### （1）名称

社会福祉法人墨田区社会福祉事業団

#### （2）所在地

東京都墨田区向島三丁目36番7号

#### （3）代表者氏名

理事長 高野 祐次

#### （4）沿革

昭和63年10月 法人設立

#### （5）事業の実績（自治体からの受託運営）

本区での実績

平成18年度～ すみだ福祉保健センター指定管理者、墨田区墨田母子生活ホーム指定管理者、墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンター指定管理者、梅若ゆうゆう館指定管理者

平成22年度～ すみだステップハウスおおぞら指定管理者

### 4 選定経過及び選定理由

#### （1）募集内容

指定管理者の選定に当たっては、「指定管理者の指定の手続等に関する要綱」第2条第1号に規定する公募しないこととする特別な事情に該当している。

また、現指定管理者は、施設の管理運営状況に関し、主管部検討部会での評価を踏まえて墨田区指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審議した結果、区が定める水準を充たしている。

以上のことから、公募によらず、現指定管理者を指名した。

指定管理者の指定の手続等に関する要綱（抄）

（公募によらない指定管理者の指定）

第2条 指定管理者の指定に当たって公募しないこととする特別な事情があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、専門的かつ高度な技術、ノウハウ等を有する特定の事業者を選定する必要がある場合

#### （2）選定経過

選定委員会において、主管部検討部会での審査を経た現指定管理者について、申請書類等に基づき、評価項目である利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目に関する審査を行った。

#### （3）選定理由

審査の結果、現指定管理者は、評価項目の評価の合計点が設定した水準を超えたことから、すみだ福祉保健センターの設置目的を効果的・効率的に実現することが期待できるため選定した。

## 5 事業計画の要点

### (1) 管理運営の方針

すみだ福祉保健センターの設置目的及び指定管理者制度の趣旨を踏まえ、以下の5つの運営方針を定めている。

- 公平・公正な運営
- さらなる利用者サービスの向上
- 効果的な管理・運営
- 利用者満足度の向上
- 人的資源のさらなる活用

### (2) 主な提案内容

#### ア 利用者サービスの向上に関する提案

- (ア) 児童デイサービス施設「みつばち園」における地域の保育園・幼稚園とのケースカンファレンスの実施など、地域支援の充実を図る。
- (イ) 高齢者在宅サービスセンターにおける介護予防サービスや総合事業の充実を図り、こうめ高齢者支援総合センターと連携して、通いの場などの地域福祉活動を支援する。併せて区内の通所介護事業所とも連携しネットワーク化を推進する。
- (ウ) センター合同事業「ふくしまルシェ(仮称)」を立ち上げ、センター各事業の利用者による菜園づくり、物品販売等を通じ、地域交流促進と生きがい創出を図る。
- (エ) 福祉サービス第三者評価の受審や、利用者アンケート等の定期的な実施に加え、利用者サービスの自己点検及び自己評価を実施し、より良いサービス提供のため改善・見直しを行う。
- (オ) 今期指定管理期間での実績や課題を踏まえ、全事業における事業内容や提供プロセスを見直し、更なるサービス向上を図る。

#### イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

- (ア) 指定管理料(提案額): 338,000,000円
- (イ) 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止に努めるとともに、省資源、省エネルギーを通じてライフサイクルコストの削減に努める。

#### ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

- (ア) 障害・児童・高齢・保健の各事業を一体運営する複合施設として、様々な職種が一体となってチームを組み、他分野の専門職から助言を受けて利用者支援にあたるなど、様々なケースに対処可能な職員体制を整えている。
- (イ) 他の指定管理施設と連携し、理学療法士、作業療法士、看護師など、専門性の高い多様な人材を擁する強みを活かし、一体的な運営により、各事業における利用者サービスに人的資源の更なる活用を図る。
- (ウ) 安全管理に向け、具体的な危機事象を例に課題や支援内容を検討するとともに、支援者会議やヒヤリハット事例の検討を通じて、危機を未然に防ぐよう努める。
- (エ) 高齢者の特性や機能障害の状況等を踏まえ、施設の実態に合わせた独自の訓練を実施し、職員と利用者の避難動作・初期対応活動の習熟に努める。

## 【参考】現指定管理者による施設の管理運営状況

### (1) 施設の利用状況・指定管理料等の推移

#### ア 施設の利用状況の推移

(単位：人)

内 訳		29年度	30年度	元年度
障害者生活介護施設「はばたき福祉園」在籍者数		56	55	53
児童デイサービス施設「みつばち園」 延べ利用者数	集団療育	3,189	2,958	2,958
	個別療育	3,382	3,433	3,805
身体障害者福祉センター	教養講座受講者数	950	1,086	984
	個人及びサークル団体利用者数	4,856	4,466	4,189
老人福祉センター 延べ利用者数		9,151	9,061	8,024
高齢者在宅サービスセンター 延べ利用者数		12,558	11,573	11,835
機能訓練事業 延べ利用者数		8,118	7,716	7,873
健康増進事業 延べ利用者数		1,254	1,250	1,162

#### イ 指定管理料、利用料金収入の推移（決算額、\*2年度は覚書に定めた予算額）（単位：円）

項 目	29年度	30年度	元年度	2年度*
指定管理料	336,930,416	338,669,615	357,190,350	388,894,000
利用料金収入	385,335,288	377,673,963	383,830,155	-

### (2) 管理運営状況に関する評価

#### ア 業務運営

- (ア) 多機能複合施設である「すみだ福祉保健センター」の多様な利用者サービスを安定的に提供している。
- (イ) 施設サービスの質の向上や効率化への取り組みを通じ、区民ニーズに対応した先進的な福祉・保健事業を、区と一体となって運営している。

#### イ 運営体制・管理体制

- (ア) 障害・児童・高齢・保健の各事業を運営する複合施設に不可欠である多様な専門職員を擁している。
- (イ) 職員間の連携・情報交換等を通じ、施設サービスの質の向上に組織全体で取り組んでいる。
- (ウ) 区との連携により今後の事業見直しに対応可能な組織体制を有している。

## 審査結果

7名の委員が評価し、その合計点により審査を行った。

評価項目（配点）	得点
	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
1 利用者サービスの向上 (38点×7人=266点)	178点
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか (6点×7人=42点)	27点
(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか (16点×7人=112点)	72点
(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か (10点×7人=70点)	51点
(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか (6点×7人=42点)	28点
2 効率的・効果的な施設の運営 (27点×7人=189点)	122点
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (10点×7人=70点)	44点
(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか (4点×7人=28点)	16点
(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (4点×7人=28点)	20点
(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか (4点×7人=28点)	20点
(5) 利用者の増加策や施設稼働率（利用率）向上への取組は効果的か (5点×7人=35点)	22点
3 事業計画の遂行能力 (35点×7人=245点)	179点
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか (10点×7人=70点)	59点
(2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (10点×7人=70点)	50点
(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か (3点×7人=21点)	14点
(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (2点×7人=14点)	9点
(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か (10点×7人=70点)	47点
ア 災害その他緊急時の危機管理体制は明確か (3点×7人=21点)	(15点)
イ 感染症対策は適切であり、施設内での感染症発生時の体制は明確か (4点×7人=28点)	(18点)
ウ 苦情処理体制は明確か (3点×7人=21点)	(14点)
合計 (100点×7人=700点)	479点